

農政 一 1 5 7  
令和7年11月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秩父市長

市町村名 (市町村コード)	秩父市 (11207)
地域名 (地域内農業集落名)	下蒔田・招木地区 (招木、森、竹の妻、赤田、一渡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

水稻・麦・大豆・露地野菜・施設野菜・飼料米など、多品目が経営されている。シカやイノシシなどによる獣害、高齢化の進行と後継者不足、耕作放棄地の増加が課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

現状行われている主穀・野菜などを引き続き生産を図るために、中山間地域の特性を生かしながら、付加価値の高い農産物を生産したり、加工や販売による収益向上策を検討したり、経済的保証により所得を確保したりするなどして離農者の抑制につなげる。下蒔田地区は一部ほ場整備を行っており、大型機械の導入により作業効率を上げ、高機能な農地を生かした農業を行っていく。早期対応により高温障害を防ぐ方法も検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地の区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行える区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

中間管理事業について十分周知たうえで、農地を貸したい人が農地中間管理機構を活用できるように、農地中間管理事業を推進していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

有機農業を除き、マッチングを図るなどして有効的に農地中間管理機構を活用するよう働きかける。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

下蒔田地区の一部はほ場整備を行っている。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

秩父農林振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入について調整・検討していく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、中心経営体へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート機器を導入して人員不足の解消につなげる。

⑩行政や農業委員会が積極的に関与して利用促進を図り、耕作放棄の解消に努める。収益性及び付加価値の向上を目指す。